

船舶事故調査報告書
(通常案件・特別様式)

平成21年6月18日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員 楠木 行雄

委員 横山 鐵男(部会長)

委員 山本 哲也

事故名	漁船 ^{べんてん} 辨天丸 乗組員死亡
発生年月日時刻	不明(平成20年12月14日 09時00分ごろ船長の遺体が発見された。)
発生場所	不明(遺体発見場所は、山形県鶴岡市加茂漁港北西方約15km 付近(概位 北緯38°51 東経139°36)であった。)
事故調査の経過	調査の概要: 平成20年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官(仙台事務所)ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種・船名等 総トン数・L×B×D・船質 機関・進水年月日	漁船 辨天丸、漁船登録番号 YM3-3122、個人所有 3.75トン、9.95m×2.36m×0.73m、FRP ディーゼル機関、265kW、昭和55年1月12日
気象・海象	12月13日09時00分ごろ 天気 曇り、風向 南東、風速 4.2m/s 同14時00分ごろ 天気 雨、風向 北北西、風速 6.7m/s 同15時00分ごろ 天気 雨、風向 北、風速 8.1m/s 同18時30分(搜索時)の気象・海象 天気 雨、風向 北北東、風速 15m/s 波 北北東から波高3m、うねり 北から3m
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和51年7月2日、免許証交付日 平成17年5月16日(同23年5月7日まで有効)
死亡・行方不明者	死亡 1人(船長)
損傷	不明(船体は発見されていない。)

<p>事故の経過</p>	<p>本船は、平成20年12月13日05時00分ごろ、船長が1人で乗り組み、底びき網漁の目的で、山形県鶴岡市小波渡漁港を出港した。本船は、同日12時ごろ、同県鼠ヶ関の北北西方約18km 付近で僚船に目撃された。その後、天候が悪化して僚船がほとんど帰港したにもかかわらず本船が帰港しなかったため、14時30分ごろ、家族から所属漁業協同組合に捜索の要請がなされ、同漁協所属船と同漁協から通報を受けた酒田海上保安部とによる捜索が行われた。その結果、翌14日07時30分ごろ、小波渡漁港西方約13km 付近で、本船のものと思われる漂流物及び浮流油が発見され、09時00分ごろ、鶴岡市加茂漁港北西方約15km 付近の海上で救命胴衣を着用して漂流している船長の遺体が発見された。</p> <p>船長の死因は急性心筋梗塞で、死亡推定時刻は12月13日午後と検案された。</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>死体検案書によると、発症から死亡までの期間は短時間である。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="481 846 762 882"> <p>気象・海象の関与</p> </td> <td data-bbox="762 846 1457 882"> <p>不明</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 891 762 927"> <p>乗組員等の関与</p> </td> <td data-bbox="762 891 1457 927"> <p>不明</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 936 762 972"> <p>船体・機関等の関与</p> </td> <td data-bbox="762 936 1457 972"> <p>不明</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="481 981 762 1164"> <p>判明した事項の解析</p> </td> <td data-bbox="762 981 1457 1164"> <p>死因が急性心筋梗塞であること。</p> <p>船長が急性心筋梗塞を発症したのが落水前であるか、あるいは落水後であるかについては、明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	<p>気象・海象の関与</p>	<p>不明</p>	<p>乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>	<p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p>	<p>判明した事項の解析</p>	<p>死因が急性心筋梗塞であること。</p> <p>船長が急性心筋梗塞を発症したのが落水前であるか、あるいは落水後であるかについては、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>気象・海象の関与</p>	<p>不明</p>								
<p>乗組員等の関与</p>	<p>不明</p>								
<p>船体・機関等の関与</p>	<p>不明</p>								
<p>判明した事項の解析</p>	<p>死因が急性心筋梗塞であること。</p> <p>船長が急性心筋梗塞を発症したのが落水前であるか、あるいは落水後であるかについては、明らかにすることはできなかった。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船に1人で乗り組んでいた船長が、山形県小波渡漁港西方沖において、急性心筋梗塞を発症したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								